

山形県免税店開設支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、外国人観光客の誘客を図るため、免税販売の許可を取得し、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で免税販売する際に必要となる機器の整備を行う中小企業等に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」 県内に本店のある中小企業(中小企業基本法第2条で定義する中小企業)、県内の商店街振興組合及び中小企業等協同組合をいう。
- (2) 「免税販売の許可」 山形県内で経営する販売場に対して、所轄税務署へ消費税法第8条に規定する消費税免税店「輸出物品販売場」の許可を受ける、又は許可を既に受けた中小企業等で、免税店シンボルマークの使用承認を受けたものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助事業を行うために必要な経費(消費税及び地方消費税は除く。以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

ただし、既に同様の補助金を受けた者については対象外とする。

(補助事業の対象期間)

第4条 前条の補助事業の実施期間は、補助金交付決定の日から平成29年3月31日までの期間とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助事業に要する経費の2分の1(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、1店舗当たりの補助金の上限額は50万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、知事が別に定める日までに、規則第5条に定める補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 輸出品販売場の許可書の写し(既に許可を受けている者に限る。)
- (3) 見積書の写し等、経費の内容が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の額の増減
 - (2) 補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の承認には、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遅延等報告書(様式第4号)を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めたときは、規則第12条に規定する事業状況報告書に具体的内容を記載した書類を添えて速やかに提出しなければならない。

(実績報告等)

第 11 条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から 20 日を経過した日又は平成 29 年 4 月 10 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書 (様式第 1 号)
- (2) 支出内容がわかる書類 (領収書等の写し)
- (3) 設置状況のわかる証拠物 (設置写真、作成現物等)
- (4) 輸出品販売場の許可書の写し (申請時添付できない場合)

(補助金の支払い)

第 12 条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(帳簿の備付等)

第 13 条 規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第 14 条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、保管状況を明らかにし、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 15 条 規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める期間とする。

- 2 規則第 22 条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書 (様式第 5 号) を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

別表

補助事業	補助対象経費
免税手続に要する、免税対応POSレジ、パスポートリーダー及びパスポートスキャナ等を整備する事業	<ul style="list-style-type: none">・機器の購入費・システム導入経費・設置工事費

別記様式第 1 号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子殿

申請者 住 所
名称及び代表者氏名 印

山形県免税店開設支援事業費補助金交付申請書

山形県免税店開設支援事業費補助金について、金 円を交付される
よう、山形県補助金等の適正化に関する規則第 5 条の規定により関係書類を
添付して申請します。

別記様式第 2 号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 住 所
名称及び代表者氏名 印

山形県免税店開設支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知があつた山形県免税店開設支援事業費補助金について、山形県補助金等の適正化に関する規則第 14 条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

様式第1号

事業計画（実績）書

1 輸出物品販売場の名称

2 輸出物品販売場の所在地

3 主な販売物品

4 輸出物品販売場の申請（予定）年月又は許可年月、所管税務署

5 事業完了予定日 平成 年 月 日

6 補助申請額 円

補助対象経費算出内訳書

(単位：円)

品目	数量	補助対象経費 (円)	算出根拠 (単価×数量、一式内訳)

合計(a) 円

補助申請額：「(a)×1/2」又は「50万円」の小さい額 円（千円未満の端数は切り捨て）

様式第2号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 住 所
名称及び代表者氏名 ㊞

事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあった山形県免税店開設支援事業費補助金について、下記のとおり変更し、補助金円の追加交付（減額承認）を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

（注1）記入にあたっては変更前と変更後が比較対照できるよう変更前を上段に括弧書きで記載し、変更後を下段に記載すること。

（注2）変更内容の詳細（経費の内容、変更する機器等）を示す書類等を添付すること。

様式第3号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 住 所
名称及び代表者氏名 ㊞

補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあった山形県免税店開設支援事業費補助金について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 住 所
名称及び代表者氏名 ㊟

補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあった山形県免税店開設支援事業費補助金について、下記のとおり事故があったので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第 5 号

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 住 所
名称及び代表者氏名 ㊞

財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあった
山形県免税店開設支援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分し
たいので、同補助金交付要綱第 14 条の規定により、承認されるよう申請しま
す。

記

- 1 財産の種類・名称
- 2 取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の理由
- 5 処分の方法

商 県 産 第 号
平 成 年 月 日

殿

山形県知事 吉村 美栄子

山形県免税店開設支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった上記補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及び山形県免税店開設支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金の額は金 円とする。

商 県 産 第 号
平 成 年 月 日

殿

山形県知事 吉村 美栄子

山形県免税店開設支援事業費補助金に係る額の確定について（通知）

平成 年 月 日付け商県産第 号で交付決定をした標記補助金については、平成 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号）第 15 条の規定により、補助金の額を金 円に確定します。